

福島県との「知的財産の活用による産業振興施策への支援に関する協定」及び「（同協定の実現に関する詳細を定める）覚書」の締結について

標記協定及び覚書につき、福島県と以下のとおり締結した。

《協定書》

〈合意による企画〉

- (1) この協定の趣旨を実現するために、日本弁理士会と福島県は、合意のもとに、知的財産の普及並びに知的財産の保護と活用を促進する施策に関して企画をし、その企画にしたがって分担すべき役割を各々実行するものとする。
- (2) 前項企画の中には経費負担に関する事項を含めるものとするが、具体的役割分担については別途覚書により定めるものとする。

〈有効期間〉

平成20年4月1日～平成23年3月31日まで

〈締結日〉

平成20年4月1日

〈締結者〉

日本弁理士会中島淳会長及び福島県佐藤雄平知事

《覚書》

〈有効期間〉

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

〈締結日〉

平成20年4月1日

〈締結者〉

日本弁理士会東北支部熊谷繁支部長、日本弁理士会知的財産支援センター飯田昭夫センター長及び福島県商工労働部長門昭夫部長

以上